※令和7年度予算については現段階では未定です。

(1) 認可保育所の整備方法について

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績	
1	内装整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を補助	全ての法人	1年以上の 運営実績 (申請日時点)	
2	自主財源整備	事業者の自主財源による認可保育所 の整備	全ての法人	不要	
3	横浜保育室からの 認可移行	認可保育所への移行にあたり、移転 や改修等に必要な経費の一部を補助	横浜保育室 運営事業者 又は関連法人	(既存園対象)	

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

3 保育所の整備について

(2) 令和7年度の整備(R8.4開所分)に向けたスケジュール 以下のスケジュールは、現時点での見込みのため変更になる場合があります。 各募集の詳細は市HPに随時掲載していきますので、そちらをご確認ください。

重点相談期間

令和6年10月4日~11月29日

内装整備費補助事業 自主財源整備事業 既存施設連携型1·2歳児園整備費補助事業

第1次募集 令和7年1月上旬~2月中旬

※2次募集以降については、1次募集の申請状況を踏まえて判断します。

(2) 令和7年度の整備に向けたスケジュール

内装整備費補助事業(1次募集)の場合、保育所が開所するまでの一般的な流れは以下の通りです。

R6:	年	R7年								R8年						
10月	• • •	1~2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
重点相談		内装整備費補助事業(1次募集)近隣説明	審查	採択結果の通知(※1)	近隣説明・実施設計着手		実施設計の審査	補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工		認可・確認申請書の受付		工事完了・完了報告	開所準備	開所(※2)

- ※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可及び補助金交付を確定するものではありません。
- ※2 4月1日開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

内装整備費補助事業

- ➤ 新設認可保育所・分園の整備(新築・既存ビルの改修等) 新築・既存ビルの改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を 横浜市が補助します。
 - ※ 整備予定地が「整備が必要な地域」に指定されている必要があります。 (整備が必要な地域一覧)

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html

- ※ 新設の場合は、原則として定員60人以上とします。
- ※ 分園の場合は、原則として定員45人以下とします。
- ※ 定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に 応じていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、 0歳児定員は原則設けないこととします。

(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

内装整備費補助事業(令和6年度募集ベース)

※今後変更になる可能性があります。

	補助内容								
	工事費 (改修費)	建築物の改修等(改修、新築の設備整備、増築)に必要な工事請負費 ※対象外:賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、 消耗品等							
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費(補助対象工事費の2.6%を上限とする。)							
	備品費	施設整備に必要な備品購入費 (1品5千円以上の備品、実行備品単価(上限3万2千円)×定員が上限)							
+4	大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費(1品10万円以上のものとし、350万円を上限とする。)							
整備費	限度額	施設整備に必要な大型遊具購入費(1品10万円以上のものとし、350万円を上限とする。) ① 改修費等の補助限度額 【定員】 【補助限度額】							

(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

内装整備費補助事業(令和6年度募集ベース)

※今後変更になる可能性があります。

	補助内容							
整備費	限度額	3 0歳児未設定加算 0歳児定員を設けない場合に加算します。 「加算条件」 【補助限度額】 0歳児定員を未設定 225万円(300万円×3/4) 4 一時保育加算 一時保育専用の部屋(一時保育室)を設置した場合に加算します。 【面積】 【補助限度額】 30㎡以上 225万円(300万円×3/4) 19.8㎡以上30㎡未満 {300万円-[10万円×(30-実面積〈㎡〉)]}×3/4						
対象期間 工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで		工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで						
料補 動借 助借間	限度額	月額50万円(100万円×1/2) ※期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算						

(3) 補助対象及び補助内容(認可保育所)

内装整備費補助事業(令和6年度募集ベース)

※今後変更になる可能性があります。

開所後の賃借料補助の概要(建物を賃貸する場合)

	補助基準額	補助率	補助期間
整備が必要な地域	補助基準面積 × 月額 3,000 円	1/2	5年
重点整備地域	補助基準面積 × 月額 3,000 円	2/2	10年

[※]補助基準額に補助率を乗じ、公定価格の賃借料加算額を差し引いた額が補助額と なります。対象経費が補助基準額を下回る場合は、対象経費を補助基準額とします。

例えば…利用定員・入所人数60人の場合(月額)

- ※令和6年度公定価格単価表をもとに算出しています。
- ➤ 整備が必要な地域
 - 1,116,000 (補助基準額) ×1/2-486,000 (賃借料加算額) = 72,000円
- ➤ 重点整備地域
 - 1,116,000 (補助基準額) ×2/2-486,000 (賃借料加算額) =630,000円

	定員	補助基準面積
	20 人 ~ 30 人	9. 4㎡ × 定員
補	31 人 ~ 39 人	282m ²
助基	40 人 ~ 45 人	7. 2㎡ × 定員
準	46 人 ~ 52 人	3 2 4 m ²
面積	53 人 ~ 60 人	6. 2㎡ × 定員
	61 人 ~ 71 人	372m ²
	72 人 ~ 89 人	5. 2㎡ × 定員
	90 人 ~	468m ²

※ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、 実面積を補助基準面積とする。

(4) 福祉のまちづくり条例への適合基準の緩和

原則として、『横浜市福祉のまちづくり条例』の適合を求めていますが、次の設備については協議により緩和が可能です。

(あくまでも、待機児童対策としての時限的措置であり、今後の状況により変更に なる場合があります。)

緩和可能な設備	新築/既存建物の改修
エレベーター (保育室が1・2階のみの場合)	設置不要(※)
オストメイト用水栓器具	簡易設備で可
点状ブロック	屋内のみ設置不要

[※] エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要です。なお、駐車場(車いす使用者駐車施設)を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要です。